

(ゴーン被告人の出国について)

令和2年1月6日

問1 レバノン政府を含めた外国に対し、どのような働きかけを行う予定なのか。

(答)

- レバノン政府を含めた関係各国とは、外交当局において、様々な機会をとらえ意思疎通を図っているものと承知。
- レバノン政府に対しては、ゴーン被告人が、不法に我が国から出国し、レバノンに到着したことは誠に遺憾であることを伝えるとともに、事実関係の究明を含め必要な協力を求めているものと承知。
- それ以上の詳細については、外交上のやり取りであることからお答えは差し控えるが、引き続き、関係各国に対し、必要な働きかけを行ってまいりたい。

問2 我が国から、レバノン政府に対してゴーン被告人の引渡請求を行うのか。

(答)

- (個別の刑事手続の具体的な内容に関する事項については、お答えを差し控えるが、) 一般論として申し上げれば、逃亡犯罪人の引渡請求については、相互主義の保証を求められた場合の対応や相手国の国内法制等につき慎重に検討する必要があるものと承知。

(参考)

